

第 6 編

資料

I 事務日程

第26回参议院議員通常選挙事務日程
【6月22日公示・7月10日選挙期日】

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
1月25日	火	▲148	▲166	政治活動用ポスターの掲示の制限について(法143⑬、⑭) (任期満了前6月(1月25日)～選挙の期日まで)	
4月21日	木	▲62	▲80	第5回選挙管理委員会(13:30～14:30) 【議案】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について ・ポスター掲示物のポスターを掲示することができる区画の数について 【協議事項】 ・投票用紙の様式及び規格について ・選挙公報の様式及び規格について ・選挙人名簿登録基準日等について ・ポスターの掲示開始期日について ・繰上投票区及び投票期日 ・選挙長及び同職務代理者の選任について ・選挙分会長及び同職務代理者の選任について ・選挙を行う場所及び日時について ・選挙会を行う場所及び日時について ・選挙会を行う場所及び日時について ・政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・参議院比例代表選出議員選挙選挙人名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿記載者の氏名の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額について ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数を超過する選挙区に於ける選挙区別の3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数との合計して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに選挙区別の3分の1の数について(選挙時登録) ・選挙運動費用支出制限額について	選挙管理委員会
4月28日	木	▲55	▲73	任期満了前90日における寄附の禁止の強化について(法199の2、199の5) (任期満了前90日(4月26日)～選挙の期日まで)	
4月27日	水	▲56	▲74	長崎県各市町選挙管理委員会連合会総会(14:00～16:00)	
4月29日	金	▲58	▲76	GW(5/2(月)、5/6(金))を除く	オンライン
5月10日	火	▲43	▲61	【委員会告示】	
5月12日	木	▲41	▲59	投票用紙及び封筒類入札(10:00～)	入札室
5月19日	木	▲34	▲52	都道府県・指定都市選挙管理委員会委員長・書記長合会 都道府県・指定都市選挙管理委員会選挙担当部長会議(10:00～12:00) 都道府県・指定都市選挙管理委員会選挙担当部長会議(13:00～16:00)	321会議室 ライブ放映 ライブ放映
5月26日	木	▲27	▲45	市町選挙管理委員会委員長・書記長合会(13:30～16:00)	オンライン
5月27日	金	▲26	▲44	第6回選挙管理委員会(13:30～14:30) ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数を超過する選挙区に於ける選挙区別の3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数との合計して得た数並びに選挙区別の3分の1の数について(6月定時登録)	選挙管理委員会
5月30日	月	▲23	▲41	立候補予定者・政党等説明会(13:30～17:30)	印刷所
5月31日	火	▲22	▲40	立候補予定者・政党等説明会(9:00～17:00)	A B C 会議室
6月1日	水	▲21	▲39	投票用紙の印刷(9:00～17:00)	印刷所

第26回参议院議員通常選挙事務日程
【6月22日公示・7月10日選挙期日】

1. 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月2日	木	▲20	▲38	投票用紙の裁断①・投票用紙の点字表示印刷①(9:00～17:00) □選挙人名簿登録者数記者控え込み(定時登録)	印刷所
6月3日	金	▲19	▲37	投票用紙の裁断②・投票用紙点字表示印刷②(9:00～17:00)	印刷所
6月4日	土	▲18	▲36	投票用紙等の搬入・梱包(9:00～12:00) ・点字投票用紙・在外投票用紙等の仕分け	県庁内会議室
6月6日	月	▲16	▲34	投票用紙等・在外投票用紙等の発送(6:30～7:45)・全市町到着	県庁内会議室
6月7日	火	▲15	▲33	立候補届出書類の事前審査開始(～6月17日(金))	書記室
6月8日	水	▲14	▲32	投票用紙の印刷	県政記者クラブ
6月9日	木	▲13	▲31	■第1回投票速報記者レク ・選挙公報の印刷・発送にかかる打合せ(13:30～14:30) ・選挙人名簿登録基準日等	印刷所
6月10日	金	▲12	▲30	■第1回公示日リハーサル(オンライン) ※県のみ	書記室
6月13日	月	▲9	▲27	表示板、標旗、腕章、ビラ証紙の納品	県庁内会議室
6月14日	火	▲8	▲26	政見放送事前申込み(14:00～15:30)	321会議室
6月15日	水	▲7	▲25	第7回選挙管理委員会(13:30～14:30)【未定】 ・名簿届出政党等名称等掲示貼付台紙(期日前用)納品 【報告】定時登録	県庁内会議室
6月16日	木	▲6	▲24	■第2回公示日リハーサル(オンライン) ※県のみ ・通常国会最終日【会期延長がない場合】 ・公営物資の箱詰め 【委員会告示(号外)】 ・選挙人名簿登録基準日等(法22②、令14②) ・ポスター掲示開始期日(法144の2⑤)	書記室
6月17日	金	▲5	▲23	名簿届出政党等名称等掲示貼付台紙(期日前用)の市町への到着完了	A B C 会議室
6月20日	月	▲2	▲20	立候補届出受付リハーサル 政見放送事前収録(8:00～18:00)	A B C 会議室 実施放送局
6月21日	火	▲1	▲19	【選挙人名簿登録基準日・登録日】 □選挙人名簿登録者数速報受理(法22②、地自法第74④)	
6月22日	水	0	▲18	◎公示日 【委員会告示】 ・繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) ・投票用紙の様式及び規格 ・選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙会を行う場所及び日時(法78) ・選挙会を行う場所及び日時(法78) ・選挙分会を行う場所及び日時(法78) ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法169⑤) ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時(実施規程14①) ・投票期(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法175③、⑤) ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129) ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか(地自法74ほか) ・選挙運動費用支出制限額(法194①、196)	

第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

1. 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月22日	水	0	▲18	<p>【選挙長告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙長の執務場所（県庁32） 選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） 候補者届出書の受理（法86⑬） ※ 以下、「立候補届出」と表記 <p>【選挙分会長告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙分会長の執務場所（県庁32） 選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） <p>【選挙区・立候補届出受理等関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立候補届出受理（8:30～17:00）（法86の4①、②） 立候補届出受理の報告（法86の4①） 立候補届出受理の通知（令92⑨、①） 照会 速報（総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ） 公費物資（法141⑤、県規8ほか）、証明書等（法149①、規則20①ほか）の交付 選挙区選挙公報原稿（紙orデータ）を受理・印刷所持込み（当日分） 選挙事務所の設置・異動届の受付開始（法130②、令108） 出納責任者の選任・異動届の受付開始（法180③、182） 選挙運動事務員等届出書の受付開始（法197の2⑤、令129⑧） 選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） 選挙公報掲載申請の期限（翌日17時）（法168①） 選挙公営にかかわる契約締結の届出等の受付開始（法141②、県規17ほか） 政見放送申込みの期限（法150①、実施経路5④） 政見放送及び経歴放送順序を定めるくじの実施（実施経路5④） 政見放送の日の通知（実施経路14③） 立候補辞退届出の期限（法86の4⑩） 県選管ホームページに候補者情報を掲載 点字名簿（選挙区）の発注 <p>「選挙のお知らせ（点字・音声版）」の発注（要事前打合わせ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 推薦団体確認申請受理・確認書交付・通知（法201の4） 推薦演説会開催届知用ポスターの検印（法201の4⑦、⑨、県規62～64） <p>【比例代表関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名簿届出政党等の通知受理、市町、地方書記室への通知（令92⑧、⑤） 選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） 選挙事務所の設置、異動届の受付開始（法130②、令108） 比例選挙公報原稿データを総務省から受信・印刷所持込み（当日分） 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤、県規53①） 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載内容の送付（法175③） 点字名簿（比例）の発注 県選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載（総務省ホームページへリンク） <p>【確認団体関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認団体の通知受理（法201の6④）・市町、地方書記室通知 政談演説会開催届出受付開始（法201の11②、令129の5） 政談演説会開催届知用立札等の表示交付開始（法201の11⑧、県規74） 	印刷所 作成者

第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

1. 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月23日	木	1	▲17	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報掲載申請の期限（17時）（法168①） 比例選挙公報原稿データを総務省からメール受信・印刷所へ送付 選挙区・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） 比例代表・選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理 比例代表・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） 選挙区・比例選挙公報掲載版下及びフィルム作成、検査（21:00～24:00） 点字名簿の作成開始 投票所における名簿届出政党等の名称等掲示の印刷（完了次第送付） 立候補届出会場の撤収 	印刷所 印刷所 印刷所 ABC会議室
6月24日	金	2	▲16	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報印刷・市町への発送① 県選管HPに選挙公報データを掲載 	
6月25日	土	3	▲15	選挙公報印刷・市町への発送②	
6月26日	日	4	▲14	選挙公報印刷・市町への発送	
6月27日	月	5	▲13	<ul style="list-style-type: none"> 期日前投票者数速報受理（1回目）（～10:00） 県選管職員の日日前投票（15:00～） 	12:00 記者発表 長崎市選管
6月28日	火	6	▲12	投票所における名簿届出政党等名称等掲示開始	
6月29日	水	7	▲11	<ul style="list-style-type: none"> 点字の候補者名簿及び選挙のお知らせの市町への発送開始 比例代表名簿取下期限（法86の4⑧） 	
6月30日	木	8	▲10	<ul style="list-style-type: none"> 第2回投票開票速報リハーサル（オンライン） ※ 県・市町 比例代表補充名簿届出期限（法86の4⑧） 比例代表名簿取下期限（法86の4⑧） 点字名簿の市町への到着完了【予定】 投票所における名簿届出政党等名称等掲示の市町への到着完了【予定】 	書記室
7月1日	金	9	▲9	選挙事務担当者研修会	オンライン
7月4日	月	12	▲6	期日前投票者数速報受理（2回目）（～10:00）	12:00 記者発表
7月7日	木	15	▲3	<ul style="list-style-type: none"> 選挙区選挙補充立候補届出期限（法86の4⑤） 第3回投票開票速報リハーサル（オンライン） ※ 県・市町 選挙立会人届出期限（法76、62①） 選挙立会人のくじの実施、選任、通知（法76、62②） 	
7月8日	金	16	▲2	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報各世帯配布期限（法170①） 政見放送最終日（実施経路12②） 	
7月9日	土	17	▲1	<ul style="list-style-type: none"> ① 繰上投票区投票日（法56） 期日前投票及び不在者投票最終日 選挙運動最終日（法129） 期日前投票者数速報受理（3回目）（～10:00） 選挙当日有権者数速報受理 繰上投票区投票結果速報受理 	12:00 記者発表 翌日10:00 記者発表 県庁7次室 記者発表
7月10日	日	18	0	<ul style="list-style-type: none"> 選挙期日【投票票日】 選挙事務所停止届の受付 選挙当日有権者数記者発表（10:00） 期日前投票者数速報受理（最終）（～10:00） 開票結果速報受理・記者発表 開票結果速報・開票状況中間・結果速報 投票結果速報の文書検取①（法66③、令74、要領） 当選証書の作成 	市町村課 10:00 記者発表 12:00 記者発表 随時 記者発表 随時 記者発表 321会議室
7月11日	月	19	1	<ul style="list-style-type: none"> 投票結果速報の文書検取②（法66③、令74、要領） 当選証書の作成 	321会議室
7月12日	火	20	2	投票結果速報の文書検取③（法66③、令74、要領）	321会議室
7月13日	水	21	3	<ul style="list-style-type: none"> 選挙区選挙会（法80）（9:30～） 比例代表選挙分会（法80）（10:30～） 	321会議室

第26回参议院议员通常选举 事务日程

【6月22日公示・7月10日选举期日】

1. 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会あての選挙区当選人の決定報告の作成（法101の3①） ・第8回選挙管理委員会（14:00～14:30） ・当選の告知（法101の3②） ・当選証書付与式（法105①）（15:00～） ・当選人の住所及び氏名の告示（法101の3②） 	県庁内会議室 特別応接室 特別応接室
7月14日	木	22	4	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙区選挙の当選人に関する報告（選挙長あて）（法108①） ・比例代表の選挙分会報告（選挙長あて）（法81①） 	総務省 総務省
7月25日	月	33	15	・選挙運動用収支報告書（第1回目）提出期限（法189①）	
8月9日	火	48	30	・選挙の効力に関する訴訟提起期限（法204）	
8月12日	金	51	33	・当選の効力に関する訴訟提起期限（法208）	
8月15日	月	54	36	・供託証明書返還開始（訴訟提起がない場合）（法93、令93）	

第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

2. 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<p>※ 選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 開票区の分割協議 (法18②) 投票区の見直し (投票区の告示) (法17②、③) 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備 ポスター掲示場 <ul style="list-style-type: none"> 減少協議 (法144の2②) 掲示場設置場所の選定 (法144の2、令111) 掲示場設置図面の作成 (令111の2、要領) 掲示場の設置 (公示前2日まで) (法144の2、県規28) 掲示場設置場所の告示 (設置後直ちに) (法144の2④) 立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 (公示前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2郡以内) (令111の2、要領) 個人演説会 (公営施設使用) <ul style="list-style-type: none"> 施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認 (法161③、令121) 指定施設の果実委員会への報告 (法161③) 公営施設管理者からの行事等使用予定委等徴収、使用予定書の作成 (令118) 施設利用に関する定め承認、会場使用料の公表 (令119②、121) 選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> 登録の移替えを行わない期間の決定・広報 (告示) (令17ただし書き) (登録の移替えの留保可能期間 (5月26日～選挙期日)) 選挙人名簿の縮減場所の決定 (法23②) 選挙人名簿の登録予定者の調査 (法21④) 選挙人名簿の整理及び抄本の作成 (法19④、27) 在外選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> 登録事務の迅速化 (公示日～選挙期日は登録ができない。) (法30の6②) 投票管理 <ul style="list-style-type: none"> 投票期日の繰上げ内申 (該当市町) (法56、令46) 投票時刻の繰上げ・繰下げの届出 (該当市町) (法40①ただし書き) 投票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法37、令24) 投票立会人の選任 (内定) (法39、令27) 投票所の設置場所の決定 (法39) 不在者投票にかける指定投票区等の決定 (法37⑦) 各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時決定 (法175③、県規53③) 投票所入場券の作成 (準備) (令31) 転出 (予定) 者に対する案内通知の作成 (準備) 期日前投票管理 <ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任 (内定) 及び内定者等への事務手続き (通知) 詐称投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討 不在者投票 <ul style="list-style-type: none"> 不在者投票指定施設の果実委員会への指定依頼 (該当市町) (令55②) 不在者投票用紙等の交付場所の決定 (令53、54) 	

第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

2. 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) 投票管理者 (市町選挙委員会) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定 (令53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) 不在者投票請求の受理 (令50①、④) 在外選挙投票 <ul style="list-style-type: none"> 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (令65の11①) (選挙期日前4日前まで) 参議院議員の任期満了日前60日にあたる日 (5月26日) から投票用紙等を郵送することができる。) (令65の11、在外則23) 開票管理 <ul style="list-style-type: none"> 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) 開票立会人のくじを行う場所及び日時の決定 (法62②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 選挙名簿 <ul style="list-style-type: none"> 配布計画の作成等 (法170①、②) 	
5月23日	(月)	～5月27日(金)		<ul style="list-style-type: none"> 速報オンラインシステム 機器設置・導通確認 	
5月26日	木	▲ 27	▲ 45	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30～16:00)	オンライン
5月31日	火	▲ 22	▲ 40	立候補予定者・政党等説明会 (13:30～17:30) (市町の出席は不要)	A B C会議室
6月1日	水	▲ 21	▲ 39	・ 定時登録 (選挙日6/1・登録日6/1)	
6月6日	月	▲ 16	▲ 34	・ 投票用紙等・在外投票用紙等の受領完了	
6月9日	木	▲ 13	▲ 31	■ 第1回投票開票速報リハーサル (オンライン)	
6月17日	金	▲ 5	▲ 23	・ 名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙(期日前投票所用)の受領完了	
6月20日	月	▲ 2	▲ 20	・ ポスター掲示場の設置期限 (要領)	
6月21日	火	▲ 1	▲ 19	<ul style="list-style-type: none"> 特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始 (令59の5の4⑦) 【選挙人名簿登録基準日・登録日】 (法22②) ・ 選挙人名簿登録者数の果実委員会への報告 (～11:00) (令22①、要領) ○ 選挙人名簿登録者数の50分の1及びひ3分の1の数の告示 (地自法74ほか) ・ 不在者投票投票用紙等の発送開始 (令53①) 	
6月22日	水	0	▲ 18	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公示日【諸告示の執行等】 ○ 投票所の告示 (法41①) ○ 投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法37②、令24①、25) ○ 投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) における選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 (法175③、⑤、県規53③) ○ 期日前投票所の告示 (令49の7、令25) ○ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名等の告示、選任通知 (令49の7、25、27) 	

第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

2. 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月22日	水	0	▲ 18	<ul style="list-style-type: none"> ○在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示 (法65の13ほか) ○不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○開票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法61②、令68) ○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時等の告示 (法62⑥) ○開票の場所及び日時等の告示 (法64) ○開票立会人の選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法38①、令27) ・期日前投票所の投票立会人選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法48の②、38①、令49の7、27) ・投票所入場券の交付開始 (令31) ・選挙区候補者氏名等の通知受理 (令92⑨、①) 及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92⑨、②) ・比例代表名簿届出政党等の名称等の通知受理 (令92⑥) 及び名簿届出政党等の名称等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92⑧、②) ・諸届受理 選挙事務所設置届の受付開始 (法130②、令108) 開票立会人届出の受付開始 (選挙期日前3日まで) (法62、令69) 公営施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始 (法163、令112①) ・選挙区 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) における ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) における ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) における 名簿届出政党等の名称等の掲載順序の通知受理 (法175、景規53②) ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) に掲示する 選挙区候補者氏名等・比例代表名簿届出政党等の名称等の氏名等 掲示の作成 (法175⑤) ・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】 (法37⑦) ○指定投票区及び指定関係投票区の告示 (あらかじめ) (令26②) ・指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告 (あらかじめ) (令26②) 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】 ・繰上げ投票期日の県選管からの通知受理 (あらかじめ) (令46①) 及び投票管理者、開票管理者への通知 (令46②) ○投票所開閉時刻の繰上げ (繰下げ) の告示 (法40②) ・投票管理者への通知 (法40②) ・県選管への届出 (あらかじめ) (法40②) 【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】 ○期日前投票所開閉時刻の繰上げ (繰下げ) の告示 (法48の2③、40②) 及び投票管理者への通知 (法48の2、40②) 	
6月23日	木	1	▲ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所及び不在者投票記載場所における選挙区候補者氏名等掲示・名簿届出政党等の名称等掲示の開始 (法175②) ・期日前投票の開始 (法48の2①) ・不在者投票の開始 (法49) ・公営施設使用の個人演説会等の開催開始 (法161) ・選挙公報の受領 (法170①ほか) (～6月26日) ○期日前投票者数速報 (1回目) (～10:00) 	
6月24日	金	2	▲ 16		
6月25日	土	3	▲ 15		
6月27日	月	5	▲ 13		

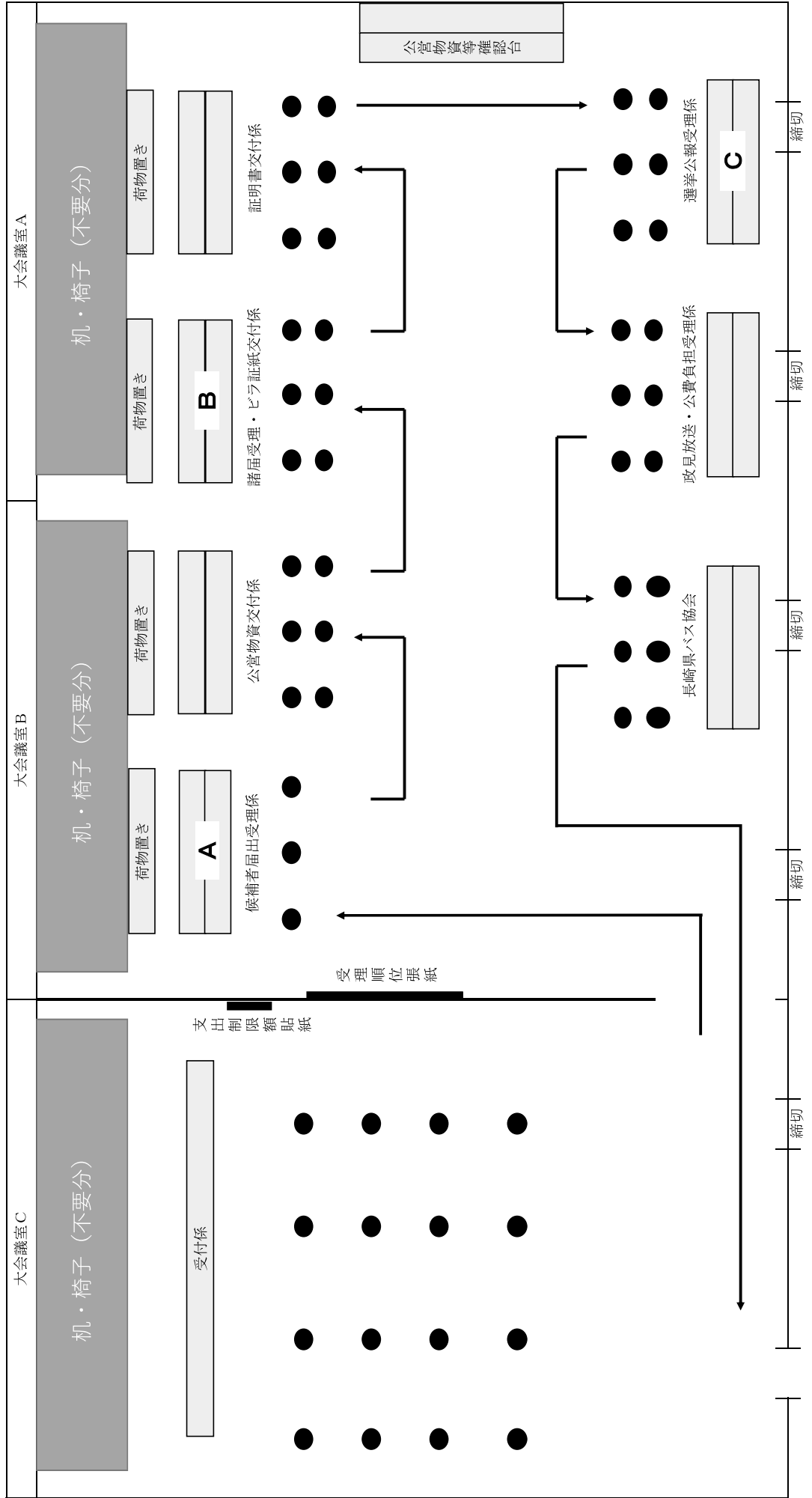
第26回参议院議員通常選挙 事務日程
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

2. 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月30日	木	8	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回開票速報リハーサル (オンライン) ・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等掲示の受領 ・点字候補者等名簿の受領 ・「選挙のお知らせ (点字・音声版等)」の受領 	
7月4日	月	12	▲ 6	○期日前投票者数速報 (2回目) (～10:00)	
7月5日	火	13	▲ 5	○投票所の告示期限 (法41①)	
7月6日	水	14	▲ 4	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等不在者投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで) (法49、令59の4①) ・特例郵便等投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで) (特例法3①) ・在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限 (17時まで) (令65の11①) 	
7月7日	木	15	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回開票速報リハーサル (オンライン) ・投票立会人の選任、通知期限 (法38①、令27) ・特定国外派遣組織の不在者投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで) (法49、令59の5の4⑤) 【開票立会人届出期限】 ・開票立会人のくじの実施 (法62②、④) ・くじに満たない場合の選任、本人への通知 (法62⑧) ・開票立会人にかかる開票管理者への通知 (令70の2②) 【▲補充立候補届出期限】 (17時まで) (法86の4⑧) ・ (補充立候補があった場合) 選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施 (法175③ただし書き) (令55の11①) 	17:00以降
7月8日	金	16	▲ 2	・選挙公報の各世帯配布期限 (法170①)	
7月9日	土	17	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ○繰上投票区投票日 (法56) ○期日前投票者数速報 (3回目) (～10:00) ・期日前投票及び不在者投票最終日 (法48の2ほか) ・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付 (令28) ・投票所入場券配布完了 (令31) ・投票所、開票所の準備完了 ○選挙当日有権者数速報 (～22:00) ○繰上投票区投票結果速報 	
7月10日	日	18	0	<ul style="list-style-type: none"> ◎選挙期日 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖 (法132) 及び選挙事務所廃止届の受付 ・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認 (法175①) ・不在者投票及び不在者投票調査の送致 (令60②、61②) ○期日前投票者数速報 (最終) (～10:00) ○投票結果等速報 ○投票結果報告書 (要領) ・選挙結果報告書 (要領) ・執行経費等の報告、受入等 	
7月11日	月	19	1	・投票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) (海区投票用紙等の受領)	
7月12日	火	20	2	・投票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) (海区投票用紙等の受領)	

II 立候補

参議院長崎県選挙区選出議員選挙 立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図



候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。

(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

(1) 受理は、午前8時30分から開始します。

(2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。

【ご注意】点呼に応じられない場合、以降のくじには参加できません。

(3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。

① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。

② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。

なお、受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。

その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。

(4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。

【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。(3)と同様)

3. 各系の事務内容のご案内

(1) 候補者届出受理係 **(「A」の封筒を提出してください。)**

立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。

(2) 公営物資交付係

「候補者届出書受理票」を提出してください。公営物資等の交付を行います。

(3) 諸届受理係・ビラ証紙交付係 **(「B」の封筒を提出してください。)**

諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」及び「選挙運動事務員等届」)及び選挙運動用ビラ証紙交付申出書を提出してください。

選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。

(4) 証明書交付係

証明書等の交付を行います。

(5) 選挙公報受理係 **(「C」の封筒を提出してください。)**

選挙公報の掲載申請を行ってください。

(6) 政見放送受理・公費負担受理係

選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。なお、政見放送に関する手続きはありません。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

Ⅲ 速報
1 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等 【6月22日(水)公示、7月10日(日)選挙期日】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
1 選挙人名簿登録者数	6月24日(火) (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	市町別の選挙人名簿登録者数 総数及び前回の選挙人名簿登録者数 (国内十在外、国内、在外)	参発-1号 【メール】【HP】
2 立候補受理状況 【選挙区】	6月22日(水) (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	立候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の 別、氏名、一のウェブサイトのア ドレス、本籍、住所、年齢、党派、 職業及び新現元の別)	参発-2号 【メール】
3 期日前投票者数 【選挙区】	【第1回目】 6月27日(月) (選挙期日13日前)	12時	市町別に6月26日(日)現在の期日 前投票者数及び投票率(対選挙人名 簿登録者数比)	参発-期日前 【メール】 【HP】
	【第2回目】 7月4日(月) (選挙期日6日前)	12時	市町別に7月3日(日)現在の期日 前投票者数及び投票率(対選挙人名 簿登録者数比)	
	【第3回目】 7月9日(土) (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月8日(金)現在の期日 前投票者数及び投票率(対選挙人名 簿登録者数比)	
	【最 終】 7月10日(日) (選挙期日)	12時	市町別に期日前投票者総数(最終) 及び投票率(対当日有権者数比)	
4 繰上投票区投票結果 【選挙区】	7月9日(土) (選挙期日の前日)	集計完了次第 (22時30分頃見込み)	繰上投票区別に男女別の選挙当日有 権者数、該当市町別に投票者数、投 票率及び前回投票率	参発-3号 【メール】
5 選挙当日有権者数 【選挙区・比例代表】	7月10日(日) (選挙期日)	10時	市町別、男女別の選挙当日有権者数 (国内十在外、国内、在外)	参発-4号 【メール】【HP】
6 推定投票率 【選挙区】	7月10日(日) (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 をそれぞれ 50分後	市町別、男女別の推定投票率及び前 回同時刻の推定投票率	参発-5号 【メール】【HP】
7 投票結果 【選挙区・比例代表】	7月10日(日) (選挙期日)	集計完了次第 (22時頃見込み)	市町別、男女別の選挙当日有権者 数、投票者数、投票率及び前回投票 率との差(国内十在外、国内、在 外)	選挙区・様式1-1-1-2-1-3 比例・様式1-1-1-2-1-3 【メール】【HP】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
8 開票状況(県中間) 開票結果(県確定) 【選挙区】	7月10日(日) (選挙期日～)	22時30分を第 1回目として 30分ごとに 開票進捗率 ※各市町の中間有 開票状況(中間) > 市町別、候補者別の得票数及び 開票進捗率 ※各市町の中間有	<開票状況(中間) > 市町別、候補者別の得票数、有効投 票率、無効投票数、投票総数及び投 票者総数 ※各市町の 開票結果 > 市町別、名簿届出政党等別、候補者 別(特定枠含む)の得票数、有効投 票率、無効投票数、投票総数及び投 票者総数 ※各市町の 開票結果のみ	選挙区・様式2 選挙区・様式3 【メール】【HP】
9 開票状況(県中間) 開票結果(県確定) 【比例代表】	7月10日(日) (選挙期日～)	22時を第1回 目として1時 間ごとに 開票進捗率 ※各市町の 開票結果のみ	市町別、名簿届出政党等別、候補者 別(特定枠含む)の得票数、有効投 票率、無効投票数、投票総数及び投 票者総数 ※各市町の 開票結果のみ	比例・様式2～6 【メール】【HP】

※【メール】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選挙ホームページへの掲載

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1～9については、
県選挙ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/senkyo/>) にも掲載します。

上記「発表の種類」	1. 3. 4. 5. 6	エクセルファイル
	2	PDFファイル
	7. 8. 9	エクセルファイル及びCSVファイル(総務省CSV)

※CSVファイルは、市町単位及び県集計

【各社指定のEメールアドレスについて】

各社指定のEメールアドレス(2つまで)について、下記により報告をお願いします。

- (1) 各社指定のEメールアドレス(2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス)から、
下記Eメールアドレスあてに明日(9日(木))の17時までにメールを送信してください。
なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の①～④を明記してください。

- ① 送信先の名称等(例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入)
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ FAX番号(メール不通の場合のFAX送信先)

【送信先Eメールアドレス】 senkan@pref.nagasaki.lg.jp

※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。

- (2) (1)のメール受信を確認しましたら、受信確認のメールを返信いたします。

- (3) 6月17日(金)午後11時までに1回目のメール送信システム上を行いますので、受信を確認(添付ファイルが
開くかどうかを確認)次第、受信確認のメール(社名・担当者名を明記)の返信をお願いします。

3 参考資料（市町ごとの個票）の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	発表様式
1 開票状況個票（市町中） 【選挙区】	<ul style="list-style-type: none"> 市町の開票状況速報の個票チェックリスト 〔県選管への報告タイミング：概ね50%開票時点〕 	エクセル（様式A） 【メール】
2 開票結果個票（市町確） 【選挙区】	<ul style="list-style-type: none"> 市町の開票状況速報の個票チェックリスト 〔県選管への報告タイミング：開票結果判明次第〕 	エクセル（様式B-1,2） 【メール】
3 開票結果個票（市町確） 【比例(代表)】	<ul style="list-style-type: none"> 市町の開票状況速報の個票チェックリスト 〔県選管への報告タイミング：開票結果判明次第〕 	エクセル（様式B-1,2） 【メール】

4 その他

- (1) 県選管の開票速報集計会場の設置場所：行政棟4階市町村課
- (2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の投票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投票速報集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、すべて幹事社を通じて行います。
 - ④ 選挙期日当日の投票速報集計会場の電話番号は（095-895-2137）です。
 - ⑤ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。
 県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 小橋 和則

2 投開票等速報実施要領

第26回参議院議員通常選挙における投開票結果等の速報については、この要領に定めるところにより
ます。

1. 速報実施方法

■メールによる報告

○下記の「2. 速報の種類及び速報時刻等」における「1 選挙人名簿登録者数」から「5 推定投票率」
にかかると速報については、全市町とも、直接、当委員会へメールにより報告してください。

■オンラインシステムによる報告

○「6 投票結果【選挙区・比例代表】」、「7 開票状況・開票結果【選挙区】」及び「8 開票結果

【比例代表】」については、投開票オンラインシステムによる報告を行ってください。

※オンラインによる報告後、訂正等が発生した場合は、至急、県選挙管理委員会へ必ず電話で連絡し、
県選挙の指示する方法により訂正の報告してください。

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		留意事項	報告様式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数	6月21日(火) (公示日の前日)	11:00までに	在外選挙人名簿登録者数を 含む。	参受一1号の1、2
2 期日前投票者数	【第1回目】 6月27日(月) (選挙期日13日前)	10:00までに	6月26日(日)までの期日 前投票者数の累計 在外期日前を含む。	参受一1期日前
	【第2回目】 7月4日(月) (選挙期日6日前)	10:00までに	7月3日(日)までの期日前 投票者数の累計 在外期日前を含む。	
	【第3回目】 7月9日(土) (選挙期日前日)	10:00までに	7月8日(金)までの期日前 投票者数の累計 在外期日前を含む。	
3 繰上投票区投票結果	【最終】 7月10日(日) (選挙期日)	10:00までに	期日前投票者の総数	参受一2号
	7月9日(土) (選挙期日の前日)	投票結果が判明次第 直ちに	全投票区分をまとめて報告 期日前投票者数を含む、指 定関係投票区以外の投票区 にあつては、不在者投票者 数を含む。	
4 選挙当日有権者数	7月9日(土) (選挙期日の前日)	22:00までに	繰上投票区の有権者数及び 在外選挙人を含む。	参受一3号

2. 速報の種類及び速報時刻等 (続き)

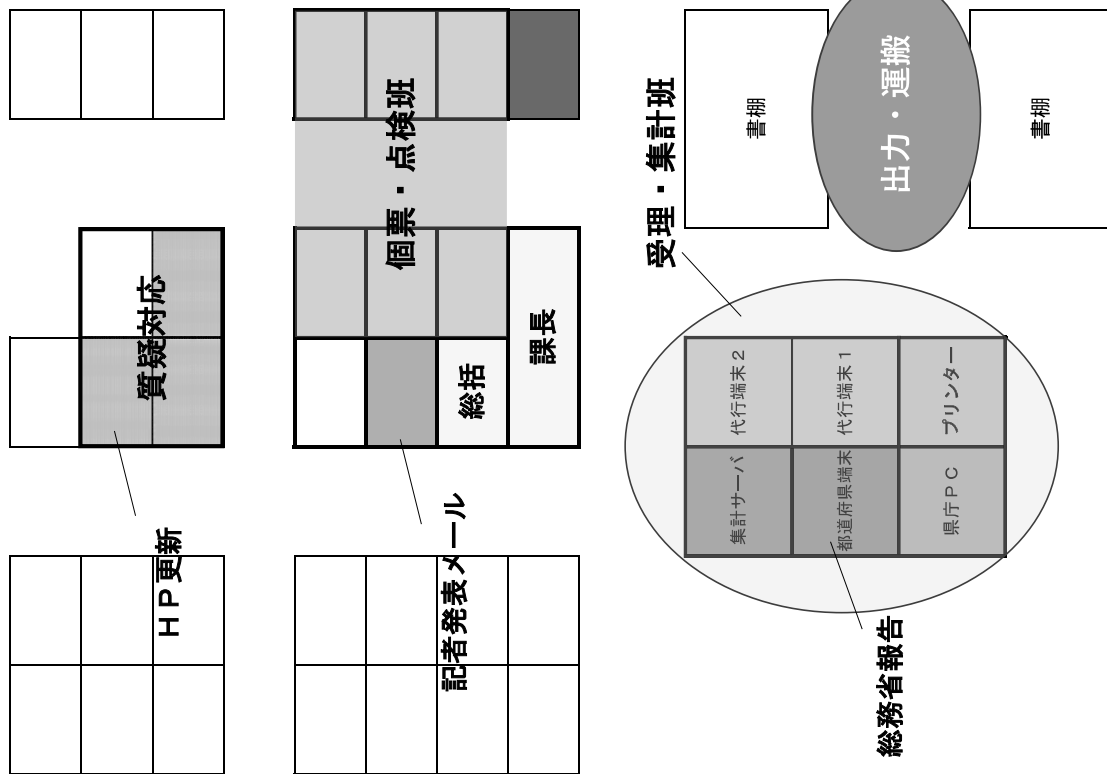
速報の種類	速報の日時		留意事項	報告様式
	月日	時間		
5 推定投票率	7月10日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在※ 19:30現在※ をそれぞれ20分後 までに	投票率は、小数点以下第3 位を四捨五入し、第2位ま で算出する。 選挙当日有権者数は「国 内」を用いる。 期日前投票及び不在者投票 者数は含まない。 ※すべての投票所が8時ま でに閉鎖される市町は報告 不要。	参受一4号
6 投票結果 【選挙区・比例代表】	7月10日(日) (選挙期日)	投票結果が判明次第 直ちに	期日前投票者、不在者投票 者、繰上投票者及び在外投 票者の脱落や二重計上がな いよう注意する。 在外不在者投票、在外期日 前投票、繰上投票、国外不 在者投票など、傾度が少ない ものにも注意する。	オンラインシステム による報告
7 開票状況(中間) 【選挙区】	7月10日(日) ～11日(月) (選挙期日から 開票終了まで)	【中間】 【全市町】 開票進捗率概ね50%時点	各候補者の得票数は、報告 現在の累計数	オンラインシステム による報告
開票結果(確定) 【選挙区】		【確定】 開票結果判明次第 直ちに		オンラインシステム による報告
8 開票結果(確定) 【比例代表】	7月10日(日) ～11日(月) (選挙期日から 開票終了まで)	【確定】 開票結果判明次第 直ちに		オンラインシステム による報告

3. 比例代表選挙における開票による按分結果の確認(任意制)

比例代表選挙における按分計算は非常に複雑であることから、希望する団体に限り、県選管において
開票録の一部の確認を行います。当該確認の希望については、別途照会します。

- ①開票録一(2)有効投票の内訳一同家第3項の同一の参議院名簿登録者の氏名、氏若しくは名又は
参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称のみを記載したもの(別紙1)
- ②開票録一(2)有効投票の内訳一同家第5項により当該参議院名簿登録者又は当該参議院名簿届出
政党等にあん分したものの(別紙2)

＜R4参議速報受報体制図＞



4. オンラインが不通となった場合の報告様式について
 オンラインにより報告を行うものについて、万が一、オンラインが不通となった場合は、県選管において代行入力を行うので、次の様式をFAX又は様式の内容を電話連絡することにより速報を行ってください。

- (1) 選挙区投票結果・・・・・・・・（参受－5号の1）
- (2) 比例代表投票結果・・・・・・・・（参受－5号の2）
- (3) 選挙区開票状況（中間）・・（参受－6号）
- (4) 選挙区開票結果・・・・・・・・（参受－6号）
 （按分票がある場合は、*「6号付表」もあわせて送付）
- (5) 比例代表開票結果・・・・・・・・（参受－7号の1及び別紙、7号の2）
 （按分票がある場合は、希望する団体に限り「開票録の写し（別紙1・2）」もあわせて送付）

※（参受－6号）及び（参受－7号の1）については、公示日後、候補者名、名簿登載者名等を記入したものを配付します。

5. 投票票にかかると緊急連絡先（県選管書記室）

場 所：県庁行政棟4階市町村課
 電 話：095-895-2137
 FAX：095-823-4166
 メール：senkan@pref.nagasaki.lg.jp

※ FAXにより速報を行う場合は、送信用紙（かがみ）は付けないでください。
 ※ オンライン、FAXによっても速報ができない場合は、電話で速報してください。
 電話により報告する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を確認してください。

6. その他の留意事項

- (1) 速報にあたっては、必ず「市町名」「発信者の氏名」を明記してください。
 また、内容確認が必要な場合に、速報担当者に確実に連絡のとれる電話番号を明記してください。
- (2) 訂正又は送信不良等で再度報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、併せて報告時刻及び報告回数を見直し修正するとともに、必ず電話連絡を行ってください。
- (3) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ市町選挙管理委員会において任意に発表することは差し支えありません。
 ただし、その後の開票事務や県選管への速報に支障がないよう注意してください。
- (4) 待機経路については、県選管から開票所への電話連絡を行います。
なお、待機経路後も全国の開票結果が出るまでは、緊急連絡をする場合もあるので、緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。
また、オンラインシステムの機器等も撤去せずに、そのまゝの状態にしておいてください。

IV 委員長談話 【公示日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、第二十六回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る七月十日(日曜日)に投票が行われることになりました。

選挙は、有権者が投票という手段により政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、もっとも重要な制度であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や意見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴重な一票を投じられるよう切望いたします。

特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人として、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「○に選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、比例代表選挙においては「特定枠制度」が導入されており、特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされませんので、ご注意ください。

なお、投票日当日、やむを得ない用件などで投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度がありますので、こうした制度を十分に活用いただき、大切な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。

また、投票所や期日前投票所等は、定期的な消毒や会場の換気など、感染対策を講じております。安心して投票へお越しください。

候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を展開され、有権者の信頼に応えられるようお願いいたします。

民主政治の健全な発展を期し、ここに強くお願いする次第です。

令和四年六月二十二日

長崎県選挙管理委員会委員長

葺本 昭晴

【投票日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第二十六回参議院議員通常選挙の投票日です。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の重要性を十分認識いただき、各候補者や政党等の政見、政策を見極めた上で、貴重な一票をもらえなく投じていただきたいと存じます。

特に若い世代の皆様におかれましては、次世代を担う主権者の一人として、積極的に投票していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「○に選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、比例代表選挙においては「特定枠制度」が導入されており、特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされますので、ご注意ください。

投票所においては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じております。安心して投票所へお出かけください。また、マスクの着用・手指消毒など感染予防対策にご協力をお願いいたします。

なお、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまったりした場合でも投票できますので、その際は投票所の担当者へ申し出てください。

有権者の皆様は、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待いたします。

令和四年 七月 十日

長崎県選挙管理委員会委員長

葺本 昭晴